

【質問】日本スポーツ振興センター災害共済制度は加入した方がいいでしょうか。

(36歳、女性)

学校での災害共済制度

【回答】独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校および保育所などの管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行っています。

この制度は、日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度です。▽安い掛け金で厚い給付が受けられる▽学校の責

登下校中のけがにも支給見舞金の要素に

任の有無にかかわらず給付の対象となる▽食中毒や日射病でも給付の対象となる一といった特色があり、全国の学校で児童生徒総数の約97%が加入しています。

学校の設置者が保護者の同意を得てセンターとの間に契約を結びます。学校内ばかりではなく、登下校中や学外の学校行



また、不幸にも障害が残ったり死亡したりした場合においても定められた見舞金が支給されます。この給付を受ける場合は自治体が行っている育成医療を受けることができず、そのため定められた育成医療費よりも高額な通常の窓口負担を

気をしたら、医療機関でかかった療養費の10分の4が保護者に支払われます。保護者が窓口で払った額ではありませんのでご注意ください。一般的に子どもの場合、窓口で支払う額は療養費の10分の3です。支給される残り10分の1は傷病見舞金としての要素と考え

医療費に見舞金の要素に

いたん支払うといったデメリットがあります。ただ、先に述べたように、見舞金を加えた全額が後日支払われますので安心してください。

学校管理下の傷病で医療機関を受診する場合は、事前に学校に申し出てくださいます。また、医療機関を受診した際は保険証の提出と共に必ず「学校管

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

質問をどうぞ

理下の傷病です」と伝えてください。そうしないと医療機関の後日の手続きが大変になりますのでよろしくお願いいたします。なお、請求手続きは学校が行います。学校からもらった書類を医療機関の窓口へ提出することで、後は医療機関が行いますので面倒な手続きはありませんから安心してください。

本制度は給付の実施によつて得られる事故情報を活用して「学校等事故事例検索データベース」の作成や事故防止に関する研究も行い、学校での災害の減少を図り、子どもたちの安全安心な学校生活にも寄与しています。加入は任意ですが、お子さんのためぜひ加入してください。

(県医師会)